

## 初年次教育学会細則の改正

改正案（下線部分）	現行
<p>第 1 条～第 2 条 &lt;省略&gt;</p> <p>（会員の権利）</p> <p>第 3 条 会員には以下のことをその権利とする。</p> <p>1)個人会員：本学会の大会等の行事（以下「大会等」という）への参加，<u>研究・実践報告及び学会誌への投稿。ただし，同一の個人会員が代表者となって行う研究・実践報告及び学会誌への投稿は，それぞれ各年度において 1 件までとする。</u></p> <p>2)機関会員：当該教育機関に所属する教職員の<u>大会等への参加（5 名まで），研究・実践報告及び学会誌への投稿。ただし当該機関からの研究・実践報告及び学会誌への投稿は，それぞれ各年度において 1 件，かつ 5 名までとする。</u></p> <p>3) &lt;省略&gt;</p> <p>第 4 条～付則 4 &lt;省略&gt;</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>5. 平成 24 年 9 月 4 日一部改正</u></p>	<p>第 1 条～第 2 条 &lt;省略&gt;</p> <p>（会員の権利）</p> <p>第 3 条 会員には以下のことをその権利とする。</p> <p>1)個人会員：本学会の大会等の行事（以下では「大会等」という）への参加，研究・実践報告の場における報告及び学会誌への投稿。</p> <p>2)機関会員：当該教育機関に所属する教職員の本学会大会への参加。研究・実践報告の場及び学会誌への報告または投稿。ただし，当該機関からの研究・実践報告及び学会誌への投稿はそれぞれの各年度において 1 件までとする。</p> <p>3) &lt;省略&gt;</p> <p>第 4 条～付則 4 &lt;省略&gt;</p>

以上